

諮問を付議する部会の決定について（一部改正案）

平成27年4月13日
中国四国地方年金記録訂正審議会会長決定
平成30年4月12日
一部改正
令和5年4月18日
一部改正

中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則（以下「運営規則」という。）第6条に規定する諮問された請求事案を取り扱う部会の決定について、運営規則第17条の規定により、次のとおり定める。

- 1 運営規則第6条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会について、中国四国厚生局長から諮問のあった請求事案は第1部会又は第2部会へ、四国厚生支局長から諮問のあった請求事案は第3部会へ付議するものとする。
- 2 次に掲げる理由により、1の取扱いによらない方が良いと認める場合は、必要に応じて関係する部会長の意見を聴いて、諮問された請求事案を取り扱う部会を会長が、決定するものとする。
 - (1) 1の取扱いによる部会が、請求事案の審議又は審議を継続する請求事案を多く抱え、審議が停滞するおそれを認める場合
 - (2) 1の取扱いによる部会の委員に欠員が生じており、部会が成立しない場合又は適切な審議及び議決に支障が生じるおそれを認める場合
 - (3) 1の取扱いによる部会の委員の中に、運営規則第9条に規定する委員の除斥事項に該当する委員が含まれていることが予見される場合
 - (4) 各部会のこれまでの審議実績や部会に属する委員の専門性などにより、1の取扱いとは異なる部会に付議した方が、適切かつ円滑な審議が行えると認める場合
 - (5) その他の理由により、1の取扱いとは異なる部会に付議した方が、適切かつ円滑な審議が行えると認める場合
- 3 運営規則第6条第2項の規定による報告が請求事案を付議した部会長からなされた場合は、同条第3項の規定により、会長が、請求事案を取り扱う部会を変更する必要性を判断した上で、関係する部会長の意見を聴いて、当該請求事案を取り扱う部会の変更を決定するものとする。

「諮問を付議する部会の決定について」の一部改正（案） 新旧対照表

改正後	現行										
<p data-bbox="383 368 853 400">諮問を付議する部会の決定について</p> <p data-bbox="557 445 1117 668">平成27年4月13日 中国四国地方年金記録訂正審議会会長決定 平成30年4月12日 一部改正 令和5年4月18日 一部改正</p> <p data-bbox="141 751 192 783">(略)</p> <p data-bbox="129 831 1117 975">1 運営規則第6条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会について、<u>中国四国厚生局長から諮問のあった請求事案は第1部会又は第2部会へ、四国厚生支局長から諮問のあった請求事案は第3部会へ付議するものとする。</u></p> <p data-bbox="170 1058 315 1090"><u>(表を削除)</u></p>	<p data-bbox="1397 368 1868 400">諮問を付議する部会の決定について</p> <p data-bbox="1572 445 2132 588">平成27年4月13日 中国四国地方年金記録訂正審議会会長決定 平成30年4月12日 一部改正</p> <p data-bbox="1162 751 1214 783">(略)</p> <p data-bbox="1151 831 2139 975">1 運営規則第6条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会については、<u>下表左欄に記載の中国四国厚生局又は四国厚生支局の年金審査課調査チームが調査及び諮問に関する資料の作成を行った請求事案を同表右欄に記載の部会に付議するものとする。</u></p> <p data-bbox="1292 1098 1644 1129">中国四国厚生局年金審査課</p> <table border="1" data-bbox="1326 1129 2101 1249"> <tr> <td>請求事案担当チーム</td> <td>部会</td> </tr> <tr> <td>第1部会調査チーム</td> <td>第1部会</td> </tr> <tr> <td>第2部会調査チーム</td> <td>第2部会</td> </tr> </table> <p data-bbox="1292 1257 1615 1289">四国厚生支局年金審査課</p> <table border="1" data-bbox="1326 1289 2101 1369"> <tr> <td>請求事案担当チーム</td> <td>部会</td> </tr> <tr> <td>第3部会調査チーム</td> <td>第3部会</td> </tr> </table>	請求事案担当チーム	部会	第1部会調査チーム	第1部会	第2部会調査チーム	第2部会	請求事案担当チーム	部会	第3部会調査チーム	第3部会
請求事案担当チーム	部会										
第1部会調査チーム	第1部会										
第2部会調査チーム	第2部会										
請求事案担当チーム	部会										
第3部会調査チーム	第3部会										

諮問を付議する部会の決定について

平成27年4月13日
中国四国地方年金記録訂正審議会会長決定
平成30年4月12日
一部改正

中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則（以下「運営規則」という。）第6条に規定する諮問された請求事案を取り扱う部会の決定について、運営規則第17条の規定により、次のとおり定める。

- 1 運営規則第6条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会については、下表左欄に記載の中国四国厚生局又は四国厚生支局の年金審査課調査チームが調査及び諮問に関する資料の作成を行った請求事案を同表右欄に記載の部会に付議するものとする。

中国四国厚生局年金審査課

請求事案担当チーム	部会
第1部会調査チーム	第1部会
第2部会調査チーム	第2部会

四国厚生支局年金審査課

請求事案担当チーム	部会
第3部会調査チーム	第3部会

- 2 次に掲げる理由により、1の取扱いによらない方が良いと認める場合は、必要に応じて関係する部会長の意見を聴いて、諮問された請求事案を取り扱う部会を会長が、決定するものとする。
 - (1) 1の取扱いによる部会が、請求事案の審議又は審議を継続する請求事案を多く抱え、審議が停滞するおそれを認める場合
 - (2) 1の取扱いによる部会の委員に欠員が生じており、部会が成立しない場合又は適切な審議及び議決に支障が生じるおそれを認める場合
 - (3) 1の取扱いによる部会の委員の中に、運営規則第9条に規定する委員の除斥事項に該当する委員が含まれていることが予見される場合
 - (4) 各部会のこれまでの審議実績や部会に属する委員の専門性などにより、1の取扱いとは異なる部会に付議した方が、適切かつ円滑な審議が行えると認める場合
 - (5) その他の理由により、1の取扱いとは異なる部会に付議した方が、適切かつ円滑な審議が行えると認める場合
- 3 運営規則第6条第2項の規定による報告が請求事案を付議した部会長からなされた場合は、同条第3項の規定により、会長が、請求事案を取り扱う部会を変更する必要性を判断した上で、関係する部会長の意見を聴いて、当該請求事案を取り扱う部会の変更を決定するものとする。

年金記録訂正請求書の「受付件数」（年度別）

年度	中国四国厚生局	四国厚生支局	合計
平成27年度	152	93	245
平成28年度	109	44	153
平成29年度	75	37	112
平成30年度	81	18	99
令和元年度	82	23	105
令和2年度	73	16	89
令和3年度	39	24	63
令和4年度	27	12	39